

行 動 計 画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 期 間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの期間3年間

2. 内 容

目標1 計画期間内に育児休業の取得状況を、次の水準以上にする。

男性職員 --- 計画期間内1人以上取得すること。

女性職員 --- 計画期間内の取得率を 100% とすること。

<対策>

令和5年4月～ 育児休業制度パンフレットを作成して制度の周知を図る。

令和6年4月～ 管理者向けの研修会（年1回）を開催する。

目標2 小学生未満の子を持つ職員が希望する場合に利用できる短時間勤務制度の定着化を図る。

<対策>

令和5年4月～ 育児休業制度パンフレットを作成して制度の周知を図る。

令和6年4月～ 育児休業制度（短時間勤務）について、管理者向けの研修会（年1回）を開催する。

目標3 「ノ一残業デー」等の取組み及び職場の業務改善により、所定外労働時間の短縮に努める。

<対策>

令和5年4月～ 所定外労働時間について、発生理由を検証し具体的業務改善策を検討する。

令和5年8月～ 改善策を実践して所定外労働時間の短縮に取り組む。

令和6年1月～ 改善効果を検証し、更なる改善取組みに繋げる。

令和6年4月～ 各部署の改善状況について管理者に開示して改善取組みの進展に繋げる。

令和7年4月～ 改善取組の進展が見受けられない部署について個別指導を行う。